

## 工事の概要(参考)

本資料は、本工事の入札公告に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料であり、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公告文、設計図書及び現場説明書等をご覧ください。

工事名	富山港湾合同庁舎（２２）対津波改修その他工事 (電子入札対象案件) (電子契約対象案件)
競争参加資格	(1) 建築工事C等級の認定を受けていること。 (2) 建設業の許可を受けた者で、富山県内に「建築工事業」を有する本店、支店又は営業所のいずれかがあること。
工事場所	富山県富山市東岩瀬町海岸通１７－２
工事内容	本工事は、富山港湾合同庁舎において、対津波改修等を行う工事である。 敷地面積 1,016.00 m <sup>2</sup> 工事種目 1. 建物 1) 庁舎 改修一式 鉄筋コンクリート造3階建 延べ面積 851.00 m <sup>2</sup> 2. 工作物 1) 地下貯油槽 新設一式 3. 外構 1) 舗装 改修一式 2) 屋外排水設備 改修一式 4. 設備 1) 電気設備 改設一式 2) 機械設備 改設一式
工期	契約締結日の翌日から令和6年1月31日（水）まで
入札契約方式	一般競争入札（標準型）
落札方式	施工体制確認型総合評価落札方式（施工能力評価型II型）
公告日	令和5年2月 7日（火）
申請書及び資料の受付期間	令和5年2月17日（金）9時00分から17時00分及び 令和5年2月20日（月）9時00分から12時00分 (土日を除く)
入札書提出期限	令和5年3月14日（火）13時00分
開札日	令和5年3月16日（木）10時00分

## 「富山港湾合同庁舎（２２）対津波改修その他工事」の概要（参考）

本資料は、本工事の概要をお知らせするための参考資料であり、契約図書の一部ではありません。本工事の詳細な内容に関しては、図面及び現場説明書等をご覧ください。

### 1. 工事の概要

本工事は、富山港湾合同庁舎（富山県富山市東岩瀬町海岸通17-2）において、対津波改修等を行う工事です。

#### （1）主な工事内容

##### 1. 建物

###### 防水改修工事

- ・屋上全面を防水改修する

###### 外壁改修工事

- ・外壁補強に伴い、外壁仕上げを撤去・新設する

###### 建具改修工事

- ・外壁補強に伴い、アルミ製建具を撤去・新設する
- ・自家発電機室の改修に伴い、鋼製建具を撤去・新設する

###### 内装改修工事

- ・外壁補強に伴い、壁、天井仕上げを撤去・新設する
- ・設備改修に伴い、天井仕上げを撤去・新設する

###### 塗装改修工事

- ・内装改修に伴い、壁、天井を塗装する

###### 壁補強工事

- ・1階の外壁を補強する

##### 2. 工作物

- ・地下貯油槽を新設する（点検柵、標識を含む）

##### 3. 外構

- ・アスファルト舗装を撤去・新設する
- ・排水柵、排水管を撤去・新設する

##### 4. 設備

###### 1) 電気設備改修

#### 設備機器の更新・移設・改修

- 自家用発電設備を更新する  
上記に伴い、地下オイルタンクの新設及び屋外配管の改設を行う
- 電力引込機器を3階へ移設する
- 各階分電盤等を改修する
- 照明改修を行う

#### 太陽光発電設備の新設

- 屋上階に太陽光発電設備を新設する

### 2) 機械設備改修

#### 給水設備の改修

- 受水槽の更新、加圧給水ポンプ方式への改設、高架水槽の撤去を行う

#### 空気調和設備の改修

- 各階の空調設備及び換気設備を改修する

### (2) 施工条件明示

- 工事の施工日は標準仕様書「1.3.5 施工条件」のとおりとします。
- 庁舎は、工事期間中も通常業務を行っています。
- 本工事は受注者が工事着手前に発注者に対し週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日促進工事（発注者指定方式）です。
- 庁舎内部（機械室、倉庫等は除く）における工事や大きな騒音や振動、停電や断水が発生する工事は閉庁日に行うものとします。詳細は監督職員と協議することとします。
- 入居官署の業務の都合により、一時的に工事が出来ない時間帯が生じた際は、監督職員と協議することとします。
- 資材や設備機材の納期遅延等により、参考工事工程表によりがたい場合は、契約後にあらためて協議します。
- その他、仮設、作業範囲等を明示していますので、入札公告に添付する図面、現場説明書を参照してください。

## 2. 実態を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等

本工事において、以下の取組を実施しています。

### (1) 実態を踏まえた積算の運用

- 予定価格の算出にあたり、本人負担分の法定福利費相当額を反映した「公共工事設計労務単価」を用いるとともに、法定福利費相当額が反映された見積書式の活用を行う等、実態を踏まえた価格設定とします。

## (2) 週休2日促進工事に要する費用

- 4週8休以上（現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上）を前提に補正係数 1.05 により労務費（複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し計上しています。  
なお、補正の額は工事価格に対しておおよそ1%を見込んでいます。
- 現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち労務費補正分を減額変更します。

## (3) 施工条件等の変更にかかる円滑な協議

- 施工計画の立案にあたり新たに必要となった調査、工事施工に関して発生した条件等について、監督職員と協議した結果、請負代金額の変更が必要と判断された内容について設計変更の対象とします。

## (4) 工事関係図書等の効率化

- 本工事は、受発注者相互の業務の効率化と品質向上を目的とし、「工事関係図書等の効率化」を行う工事です。工事関係資料の重複提出を避けるとともに、真に必要な最小限の工事関係図書等の作成及び管理を重点的に行うこととし、効率化できる書類について監督員と協議した上で書類作成等を実施することとします。
- 工事関係書類一覧表は北陸地方整備局営繕部ホームページ（下記の URL）に公表しており、ダウンロードが可能です。

（ [https://www.hrr.mlit.go.jp/eizen/001\\_order/HP\\_up\\_data/newpage4.html](https://www.hrr.mlit.go.jp/eizen/001_order/HP_up_data/newpage4.html) ）

## (5) 主任技術者又は監理技術者の専任、現場代理人の常駐の扱いについて

- 請負契約締結日の翌日から、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）、工場製作のみが行われる期間、検査終了後の期間等においては、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の専任が不要です。
- これらの期間において、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認める場合は、工事現場における現場代理人の常駐は不要です。
- 専任を要しない場合は、主任技術者又は監理技術者は他で契約されている工事等（専任を要しないものに限る）と兼務することが可能です。

## (6) 入札時積算数量書活用方式の適用

- 入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関して確認及び協議を行うことができる「入札時積算数量書活用方式」を適用しています。